

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、狭山市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の行財政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもつて組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。